

## 茨木市市道認定基準要綱

### (目的)

第1条 この市道認定基準要綱は、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、市道の認定に関する事項を定め、もって安寧を維持し、交通経済等の発展に寄与するとともに、公共の福祉を増進することを目的とする。

### (市道の意義及びその路線の認定)

第2条 市道とは茨木市の区域内に存する道路で、市長がその路線を認定したものをいう。

2. 市長が、前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、茨木市議会の議決を経なければならない。
3. 市長が特に必要があると認める場合においては、本市の区域をこえて市道の路線を認定することができる。この場合、関係市町村長の承諾を得なければならない。

### (市道の種類)

第3条 市道は、主要道路・主要生活圏道路及び住区内道路の3種類とする。

#### (1) 主要道路

都市計画街路、建設省1・2級市町村選定基準に基づく道路並びにこれに準ずる道路で別に定める基準による道路。(別表 1)

#### (2) 主要生活圏道路

主要道路に準ずる道路で、別に定める基準による道路。(別表 2)

#### (3) 住区内道路

上記以外の道路で各町区域内の道路並びに歩行者専用道路。

### (市道認定の基準)

第4条 市道の認定に関する基準は、法令その他特別の定めのあるものを除き、一般交通の用に供している道路及び専用道路等の指定ができ、かつ系統的な道路で次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 公道から公道に連絡する道路で、有効幅員が4.0メートル以上のもの。
- (2) 公共施設の相互間を連絡する道路又は公共施設が公道に連絡する道路。
- (3) 建築基準法第42条第2項及び第3項の適用を受け道路として拡幅整備されたもの。
- (4) 道路の一端が公道に接続し、他の一方がこれに準ずる道路に接続している道路。
- (5) その他交通安全対策（通学・通園路等）及び公共の見地から特に市長が必要と認めるもの。

(路線認定の公示)

第5条 市長は、第2条の規定により認定し、若しくは次条の規定により廃止し又は変更した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地、その他必要な事項を、別紙様式第1、第2及び第3により公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第6条 市長は市道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても同様とする。

2. 市長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続きに代え路線を変更することができる。
3. 前2項の規定により、路線を廃止し又は変更しようとする場合の手続きは、路線の認定の手続きに準じて行わなければならない。

(路線が重複する場合の措置)

第7条 市道の路線と国道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、国道に関する規定を適用する。

2. 市道の路線と府道の路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、府道に関する規定を適用する。
3. 市道路線と市道路線とが重複する場合においては、その重複する道路の部分については、上位の路線を適用する。
4. 市道路線において、同種路線が重複する場合においては、その重複する道路の部分については、東西の路線を適用する。
5. 他の道路の路線と重複するように路線を認定し、若しくは変更しようとする者又は他の道路の路線と重複している路線について路線を廃止し、若しくは変更しようとする者は、現に当該道路の路線を認定している者に、あらかじめその旨を通知しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この市道認定基準要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

昭和41年1月1日 制定

昭和58年4月1日 改正

附 則

この市道認定基準要綱は、令和元年5月1日から実施する。

別表 1

主要（幹線）道路の選定基準

1. 隣接市と連絡している道路で市に出入りする交通を主として受持つ道路。
2. 山間部における集落と集落を結ぶ道路。
3. 都市計画街路で整備済（部分的整備も含む）の道路。
4. 各ブロックを相互に連絡する道路。
5. バス運行路線。
6. ブロックの外郭を形成する道路又は各ブロック内を貫通し、比較的交通量の多い道路。
7. 商業業務地等に接続する道路。
8. 主要路線の均衡上必要な道路。

別表 2

主要生活圏道路の選定基準

1. 別表1の各項目に掲げる道路に準ずる道路。
2. 別表1に掲げる道路に接続する主要な道路。
3. ブロック内の主要な道路。
4. 学校、保育所、公園等公共的施設に連絡している主要な道路。

茨木市告示第 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道路線を次のように認定するその関係図面は一般の縦覧に供する。

年 月 日

茨木市長

記

1 認定路線の調書 別紙のとおり

2 認定路線の位置図 別紙のとおり

3 縦覧の方法

1) 縦覧場所 茨木市役所南館4階 建設部建設管理課

2) 縦覧期間 年 月 日から

年 月 日まで

ただし、土・日・祝祭日を除く

3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

茨木市告示第 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道路線を廃止する。

その関係図面一般の縦覧に供する。

年 月 日

茨木市長

記

- 1 廃止路線の調書 別紙のとおり
- 2 廃止路線の位置図 別紙のとおり
- 3 縦覧の方法
  - 1) 縦覧場所 茨木市役所南館4階 建設部建設管理課
  - 2) 縦覧期間 年 月 日から  
年 月 日まで  
ただし、土・日・祝祭日を除く
  - 3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

茨木市告示第 号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定に基づき、市道路線を次のように変更する。

その関係図面は一般の縦覧に供する。

年 月 日

茨木市長

記

1 変更路線の調書 別紙のとおり

2 変更路線の位置図 別紙のとおり

3 縦覧の方法

1) 縦覧場所 茨木市役所南館4階 建設部建設管理課

2) 縦覧期間 年 月 日から  
年 月 日まで  
ただし、土・日・祝祭日を除く

3) 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで